

シン・建設業魅力アップ事業に係る動画配信業務 仕様書

1 事業目的

建設業への入職者を増加させ、建設業の持続的な発展につなげるため、動画サイト（Tver）を活用し、建設業で活躍する若年者・女性の様子を配信することで建設業の魅力を広く発信する。

2 事業内容

建設業に携わる「人」、特に「若手、女性、技能者」に着目し、建設業の魅力を発信する。情報発信には、県民への訴求力の高い動画サイト（Tver）を活用し、動画を配信する。

(1) 広告

①兵庫県より提出する動画を以下の媒体を用いて広告すること

ただし、兵庫県と受託者との協議により変更することができる。

媒体	素材	内容
Tver	15秒動画	700,000回放送すること

②広告エリアは兵庫県内に限定すること。なお、ターゲティングの指定は年齢18歳～24歳、40歳～59歳のみとし、その他性別等は考慮しないこと。また、一カ月の一人あたりの最大視聴回数を5回とする。

③広告放映期間は令和8年8月1日（土）から8月31日（月）とすること。ただし、表示回数に満たない場合や兵庫県と受託者との協議が整った場合は、変更することができる。

④配信動画の一部編集、Tverを運営している事業者との契約及び動画フォーマットの変換などの調整は受託業者が行うこと。なお、事業者との契約手数料及び動画フォーマットの変換作業費用等が別途発生する場合は、見積りに含めること。別紙を参考すること。

(2) スケジュール（案）

下記の「スケジュール（案）」のとおり、県が求める行程に合わせて進めること。
スケジュール（案）

時期	行程	備考
令和8年7月上旬～中旬	契約、打ち合わせ	
令和8年8月1日～31日	動画広告放映	
令和8年10月下旬	納品書、請求書提出	

(3) その他

①本紙に記載にない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行にあたること。

②トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

③業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規程、基準、指針については、これを遵守し、遺漏ないようにすること。